

消費税率変更に伴う上下水道料金の変更について

令和元年10月1日からの消費税率変更（8%→10%）に伴い、令和元年11月分（令和元年10月使用分）より上下水道料金を次のとおり変更しますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。また、経過措置として、令和元年10月分（令和元年9月使用分）は旧税率（8%）を適用いたします。

ご請求額＝水道使用料＋下水道使用料（使用中の方のみ）＋メーター使用料

（各料金は条例により10円未満の端数を切り捨てた額になります。）

・水道使用料（共用は一般用に含まれます。）

用 途		基本水量	基本料金(税込)	従量料金(税込)	
町 内	一 般 用	10 m ³ まで	1,045 円	11 m ³ ～20 m ³	132.0 円 (1 m ³ につき)
				21 m ³ ～30 m ³	143.0 円 (")
				31 m ³ ～40 m ³	154.0 円 (")
				41 m ³ ～50 m ³	165.0 円 (")
				51 m ³ 以上	176.0 円 (")
	営 業 用	20 m ³ まで	2,585 円	21m ³ 以上	187.0円 (")
	湯 屋 用	150 m ³ まで	17,600 円	151m ³ 以上	154.0円 (")
町 外	工 業 用	200 m ³ まで	27,720 円	201m ³ 以上	198.0円 (")
	特 殊 用	—————	—————		330.0円 (")
	一 般 用	10 m ³ まで	1,265 円	11m ³ 以上	176.0円 (")
町 外	営 業 用	20 m ³ まで	2,970 円	21m ³ 以上	225.5円 (")
	工 業 用	200 m ³ まで	25,300 円	201m ³ 以上	231.0円 (")
	特 殊 用	—————	—————		396.0円 (")

・下水道使用料

用 途	基本水量	基本料金(税込)	従量料金(税込)	
公 共 下 水 道	10 m ³ まで	1,467.4 円	11 m ³ ～20 m ³	167.2 円 (1 m ³ につき)
			21 m ³ ～30 m ³	177.1 円 (")
			31 m ³ ～40 m ³	188.1 円 (")
			41 m ³ ～50 m ³	198.0 円 (")
			51 m ³ 以上	209.0 円 (")
地 域 下 水 道	10 m ³ まで	605.0 円	11m ³ 以上	88.0円 (")

・メーター（量水器）使用料

メーターの口径	13ミリ	20ミリ	25ミリ	40ミリ	50ミリ	75ミリ	100ミリ	150ミリ
メーターの使用料	80 円	120 円	160 円	240 円	1,000 円	1,350 円	2,700 円	5,200 円
（下段金額は税込）	88 円	132 円	176 円	264 円	1,100 円	1,485 円	2,970 円	5,720 円

給水装置の新設等にかかる加入金は下記のとおりとなります。

・加入金（給水装置の新設、増設、変更工事の際にかかる料金）

メーターの口径	13ミリ	20ミリ	25ミリ	40ミリ	50ミリ	75ミリ	100ミリ
加 入 金	50,000 円	100,000 円	150,000 円	500,000 円	800,000 円	2,000,000 円	3,500,000 円
（下段金額は税込）	55,000 円	110,000 円	165,000 円	550,000 円	880,000 円	2,200,000 円	3,850,000 円

お問い合わせ：水道課 088-698-9810

下水道課088-698-9818